

令和 8 年 2 月 2 0 日

保護者 様

さいたま市教育委員会
さいたま市立木崎小学校
校 長 佐野 公子

学習者用タブレット型コンピュータ等の利用及び家庭への持ち帰りについて

日頃より教育活動に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、国の GIGA スクール構想のもと、ICT を活用した学びの改革に取り組んでまいりましたが、子どもたちの ICT 環境をさらに充実させ、豊かな学びを進められるようにするため、このたび端末を iPad に更新することとなりました。

つきましては、学習者用タブレット型コンピュータ等（以下「タブレット等」）の利用及び家庭への持ち帰りについて、下記のとおりお知らせいたします。保護者の皆様にはお手数をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 タブレット等の利用及び家庭への持ち帰りについて

(1) タブレット等の学校及び家庭での利用について

タブレット等は、学校や家庭における学習活動のために使用します。例えば、以下のような場面を想定しています。

- 児童の学習における成果物の作成、発表
- クラウドを活用した協働学習
- インターネットを活用した調べ学習
- ドリル学習や学習動画の視聴
- 学校から配布された課題の確認・提出
- オンライン授業の受講 など

(2) 家庭への持ち帰りについて

①持ち帰るもの

- タブレット（タブレットケース付）1セット
- 充電用機器（アダプタ1つ・ケーブル1本）※必要な場合のみ持ち帰り
- タッチペン 1本 ※必要な場合のみ持ち帰り

②持ち帰る時期

担任よりお子さんを通じて連絡いたします。

(3) タブレットや充電用機器、タッチペンの破損及び紛失時の対応について

- ①利用中に生じたタブレットやキーボード一体型ケース、充電用機器、タッチペンの破損については、次の②の場合を除き、市の予算で修理をいたします。
- ②故意による破損や改造・設定変更による故障、紛失（盗難の場合を除く）の際に係る費用は、御家庭の負担となります。
- ③御家庭での利用の際に、紛失や盗難があった場合、学校へ速やかに報告してくださるようお願いいたします。

(4) タブレット使用に関する留意点

- ①タブレット等は市からお子さんへ貸与されたものであり、卒業まで同じタブレットを使用します。また、卒業後は次の年度の新入学生が使用します。丁寧に扱うよう御家庭でも御指導ください。
- ②アカウント、パスワード、タブレットのパスコードの適切な管理をお願いいたします。アカウント等が記載されたカードを紛失したり、アカウント等を第三者に教えたりすることなどがないよう、御家庭でも御指導ください。また、パスワードは必要に応じて定期的に変更してください。なお、アカウントはお子さん本人にのみ付与されたものです。保護者を含めた本人以外の使用は、ライセンス違反となります。
- ③学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、御家庭でも御指導ください。
- ④姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、御家庭でも健康面への配慮をお願いいたします。
- ⑤家庭に端末とインターネット環境がある場合は、家庭へタブレットを持ち帰らなくても付与されたアカウントで「L-gate」にサインインすることで、学校と同じ学習環境で利用することができます。「L-gate」には、教育研究所ホームページ (<https://www.saitama-city.ed.jp/>) よりサインイン可能です。
- ⑥御家庭に Wi-Fi 等のインターネット環境がない場合は、教育委員会でモバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行っております。御希望の際は学校まで御相談ください。貸出に当たっては、保護者による貸出申請書の記入や、SIM カードの契約、通信費の支払いが別途必要になります。なお、就学援助対象世帯については、「オンライン学習通信費」（令和7年度は1世帯当たり15,000円）が支給されております。

3 タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書について

- (1) タブレット等の持ち帰りに当たって、別紙「タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書」に必要事項を御記入いただき、**3月6日（金）**までに担任まで御提出をお願いいたします。
- (2) お手数ですが、お子さん一人につき一枚、それぞれ同意書の御提出をお願いいたします。
- (3) 今回の同意書におけるタブレット等の使用期間は本校在学中となります。年度が変わる際は次学年に引き継ぎます。また、転出や卒業の際は学校で責任をもって同意書を破棄いたします。

4 その他

- (1) 学習者用タブレット等の利用に関する概要は、リーフレット「さいたま市の子どもたちのタブレットが変わります！！」をご覧ください。
- (2) タブレットを御家庭で利用する際の時間やアプリ等について、御家庭の判断で専用アプリケーション（Jamf Parent※）より設定可能です。詳細は「Jamf Parent 手順書」をご覧ください。

※Jamf Parent（ジャムフ・ペアレント）とは、学校から配布された児童の iPad を、保護者のスマートフォンから管理するためのアプリケーションです。